

(表5) 不用となった物品の処理に係る契約の状況

(単位：円)

契約件名	処理品目	予定数量	契約単価	推定総金額
産業廃棄物の収集運搬・処分委託(単価契約)	金属くず	86.1㎡	500	43,050
	混合廃棄物(金属くず、廃プラスチック類、木)	93.9㎡	2,000	187,800
	混合廃棄物(OA機器)	12.0㎡	1,000	12,000
	金庫	1台	—	22,000
	耐火扉	1枚	—	8,500
収集・運搬費				752,150
消費税等				82,040
合計				1,107,540

(表6) マニフェストの記載と完了届の記載との相違

処理日	マニフェスト		完了届の記載内容
	番号	処理量等の記載内容	
平成30.3.8	21434108754	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108765	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108776	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108780	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108791	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
平成30.3.12	21434108695	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108721	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108732	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108743	金属くず15㎡	金属くず9㎡、混合廃棄物6㎡
	21434108864	廃プラスチック、木くず15㎡	金属くず5.1㎡、混合廃棄物9.9㎡
平成30.3.13	21434108684	廃プラスチック、木くず15㎡	混合廃棄物15㎡
	21434108684	廃プラスチック、木くず15㎡	混合廃棄物15㎡
平成30.3.13	21434108710	廃プラスチック、木くず15㎡	混合廃棄物(OA機器)12㎡、金庫、耐火扉

都 市 整 備 局

1 指図書事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 補助金の実績報告に係る様式を見直すべきもの

住宅政策推進部は、表1のとおり、「東京都相統空家等の活用円滑化モデル事業」を実施しており、事業者から具体的な相談及びその対応が記述されている相談事例報告書の提出を受け、表2の補助区分に応じて補助金を交付している。

そこで、事業者が提出した相談事例報告書を見たところ、相談や事業者からの提案等の内容を記述する欄にそれぞれ項目に対応した内容が記述されているものの、その記述のみからでは、適用される補助区分について明確な判断ができないものが認められた。

この原因は、部が事業者に示した相談事例報告書の様式に、補助区分を適用するに当たって重要である現地確認・調査の有無、解決策の提示の有無等を記載する欄が独立して設けられていないためであると考えられる。

部から追加で提出された資料及び聞き取りにより確認したところ、補助区分の適用が誤っているものは見受けられなかったが、補助金の交付に当たって重要となる情報が報告書に明確に記載されなければ、事業者への補助金交付が正しく行われないおそれがあり、適切でない。部は、補助区分の要件に合致することが明確に分かるよう、補助金の実績報告に係る様式を見直されたい。

(住宅政策推進部)

(表1) 事業の概要

事業名	事業内容
東京都相統空家等の活用円滑化モデル事業	
期間	平成28.12.1～平成30.3.31
事業者	<ul style="list-style-type: none"> A B C
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 都は、相続等で発生した空き家の売却、賃貸、適正管理等の活用を図るためのモデル事業者を選定 モデル事業者は、ワンストップ相談窓口を設置し、相談者(空き家所有者等)に対して、専門家等と協力し具体的な手法や試算を含めた様々な情報を提供 都は、モデル事業者に対し費用の一部を補助するとともに、モデル事業者が行った相談結果等を収集、分析し、広く都民に提供

(表2) 相談事例の補助区分

補助区分	補助要件	(単位:円) 1件当たりの補助金額
ア	相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示をしたもの	17,500
イ	相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示をしたもの	28,000
ウ	相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行わず、解決策の提示後、相談者及び協力事業者などの調整等を経て解決に至ったもの	28,000
エ	相談者からの相談に対して、現地確認・調査を行い、解決策の提示後、相談者及び協力事業者などの調整等を経て解決に至ったもの	38,500
オ	相談者からの相談に対して、電話相談・窓口相談のみを行い、解決策の提示をしなかったもので、相談者の状況や空き家の状況が分かったもの	5,250
カ	モデル事業者が過去に行った相談事例を含めて空き家の解決に至ったもの又はそれ以外でモデル事業者が東京都に対し、特に参考となる事例として提案するもの	10,500

(繰入)

(2) 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、所管する行政財産(土地)の使用許可及び都が施行する土地区画整理事業の施行地区内において施行者が管理する土地(以下「施行者管理地」という。)の使用承認に係る使用料の測定・徴収事務を行っている。

ところで、これらの使用料について、使用許可は「東京都行政財産使用料条例」(昭和39年東京都条例第26号)、使用承認は「施行者管理地の一時使用に関する要綱」(平成28年7月14日付28都市整区第182号)の規定により、特別の理由があると認められるときを除き、使用を許可又は承認する期間の初日までにその全額を徴収することとなっている。

しかしながら、所は、表3の使用料について、特別の理由がないにもかかわらず、使用開始日までの納入期限を設定しておらず、適正でない。

所は、使用料の徴収事務を適正に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表3) 使用料の徴収状況

項番	内容	使用許可等の期間	納入期限	納入日	金額
1	土地(都市計画道路事業補助第120号線事業用地)の使用許可	平成30.4.1～平成31.3.31	平成30.4.13	平成30.4.13	5,000
2	施行者管理地(六町四丁目付近土地区画整理事業用地)の使用承認	平成30.4.1～平成31.3.31	平成30.4.20	平成30.4.5	10,794,744
3	施行者管理地(六町四丁目付近土地区画整理事業用地)の使用承認	平成30.4.1～平成30.6.30	平成30.4.20	平成30.4.6	104,130
4	施行者管理地(六町四丁目付近土地区画整理事業用地)の使用承認	平成30.1.1～平成30.3.31	平成30.1.19	平成30.1.5	104,130
5	施行者管理地(六町四丁目付近土地区画整理事業用地)の使用承認	平成29.10.1～平成29.12.31	平成29.10.18	平成29.10.5	104,130

(単位:円)

環 境 局

(職人)
 (3) 都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行うべきもの
 都営住宅経営部では、火災等の災害により自ら居住する住宅を焼失等し、現に住宅に困難している者等の居所の確保のため、臨時応急措置として、都営住宅の一時使用を許可し、使用料等を徴収している。

ところで、この使用料等について見ると、監査日(平成30年4月28日)現在、1,857万5,321円が収入未済となっている。

そこで、当該債権管理の状況を確認したところ、表4のとおり、①督促の実施が確認できない、②催告等の実施が長期間にわたって確認できないものが見受けられた。

これは、東京都債権管理マニュアル(平成20年7月、平成28年3月31日改訂)に沿った事務(注)になっておらず、適切でない。

都は、都営住宅の一時使用に係る収入未済の債権管理を適切に行われたい。
 (都営住宅経営部)

(注) 東京都債権管理マニュアルでは、納入すべき債権が納期限までに完納されない場合、①督促状は、原則として納期限経過後20日以内に発行すること、②催告は、督促の期限までに納付されない場合には、随時催告を行うことで納入を促すこと、としている。

また、これらを行った場合は、発行年月日等を債権管理台帳に記載することとしている。

(表4) 主な債権管理の状況

(単位:円)

項番	入居期間	収入未済額	未済発生年度	不適切な状況
1	平成15.2.5～ 平成19.10.31	1,936,414	平成19年度	① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。
2	平成15.8.21～ 平成17.4.25	1,517,954	平成17年度	① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。
3	平成26.3.7～ 平成29.6.15	1,480,460	平成29年度	① 納入期限(平成29.12.22)以降、督促等の実施が確認できない。
4	平成27.12.14～ 平成29.10.23	1,339,519	平成27年度及び 平成29年度	① 納入期限(平成28.1.29、平成28.4.28、平成29.12.28)以降、督促等の実施が確認できない。
5	平成17.9.23～ 平成20.1.4	1,137,518	平成19年度	① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。
6	平成17.10.29～ 平成18.12.1	176,398	平成17年度	① 督促の実施が確認できない。 ② 平成22年9月以降、催告等の実施が確認できない。

1 指摘事項

(全庁重点監査事項)(その他)

(1) 消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの

廃棄物理立管理事務所は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防用設備定期点検委託契約を表1のとおり締結している。

ところで、点検報告状況を確認したところ、所は、第三排水処理場の管理棟において、火災時における非常放送の音声警報が発報しなため、設備の更新が必要であると、前年度の点検時から4回続けて報告を受けている。

しかしながら、監査日(平成30年4月11日)現在、所は、設備の更新を行っておらず、また、具体的な更新計画も定めていないのは適切でない。

火災時における非常放送の音声警報の不具合は、避難に混乱をきたす恐れがあることから、適切な更新が必要である。

所は、消防用設備について更新計画を定め速やかに更新されたい。

(廃棄物理立管理事務所)

(表1) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
中防各施設・15号地の消防用設備定期点検委託	平成29.6.5 ～平成29.7.14	803,520

（局別重点監査事項）（歳出）

（2）受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督すべきもの

地球環境エネルギー部は、都内の事業所における再生可能エネルギー由来水素活用設備（以下「水素活用設備」という。）の導入を促進することを目的として、公益財団法人東京都環境公社と出せん契約を締結し、表2のとおり水素活用設備に必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成金交付事業」という。）に係る業務委託を行っている。

また、出せん契約に基づき、受託者は助成金交付事業に関する「事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を作成し、部は、これを承認している。

交付要綱によれば、助成対象者が「助成対象事業の内容」又は「助成対象経費の内訳」を変更しようとするときは、あらかじめ「助成対象事業計画変更申請書」（以下「変更申請書」という。）を提出し、都及び受託者の承認を受けなければならない（以下、この手続を「変更申請」という。）。

ところで、実際の変更申請事例について見たところ、表3のとおり工事内容及び工事金額に変更があったにもかかわらず、助成対象者は変更申請書を事前提出していなかった。

しかしながら、変更申請が必要かどうかの明確な基準（金額の多寡等）は交付要綱や助成金申請書類作成の手引に記載がなく、事前に申請が行われなければ判断できないことから、助成事業の適正性を担保するためには、事業内容等に変更が生じるときはあらかじめ変更申請を行わせる必要がある。

部は、受託者に対し、交付要綱等の見直しを行うとともに、手続が適正に履行されるよう指導・監督されたい。

（地球環境エネルギー部）

（表2）業務委託契約の概要

契約件名	平成 29 年度 事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業業務委託
契約期間	平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31
契約金額	4, 147, 200 円
契約相手方	公益財団法人東京都環境公社
主な業務内容	1 交付要綱等改訂業務 2 申請審査に係る業務 3 実績審査・助成金交付額確定・助成金交付業務

（表3）助成対象者Aによる事業計画変更手続の経過

時点	事項	各時点における助成金交付予定額	助成金交付予定額の変更理由
平成 28. 4. 22	(助成対象者から受託者あて) 助成金交付申請	307, 045, 000 円	
平成 28. 7. 11	(受託者から助成対象者あて) 助成金交付決定	307, 045, 000 円	
平成 29. 6. 13	(助成対象者) 工事完了		・ 工事内容一部変更 ・ 見積りの過誤修正
平成 29. 9. 22	(助成対象者から受託者あて) 助成対象事業計画変更申請	240, 421, 000 円	
平成 29. 11. 28	(受託者から都あて) 都に対する助成対象事業計画変更申請の承認依頼	240, 421, 000 円	
平成 29. 12. 21	(都から受託者あて) 受託者による助成対象事業計画変更申請の承認依頼に対する承認	240, 421, 000 円	
平成 30. 1. 19	(受託者から都あて) 都に対する助成金交付額確定額の報告	240, 421, 000 円	

（歳出）

（3）業務委託に係る事務処理及び進行管理を適切に行うべきもの

地球環境エネルギー部は、着実かつ効果的に省エネルギー対策を進めるため、中小規模事業者に対して設備の最適化の普及啓発及び普及拡大のための仕組みを検討することを目的として、表4の契約を締結している。

ところで、当該契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 積算内訳書の未作成

委託内容のうち設備の最適化の実証については、実証事業所を10件選定しているが、この委託料の積算について見たところ、1件当たり一式100万円で見積もっていることが認められた。

しかしながら、当該積算の内訳が不明であり、妥当性の検証ができなかった。

イ 契約変更手続等の未実施

仕様書によれば、リーフレットをモデルプラン（10種類）ごとにA4版カラー両面（2ページ）各1,000部、合計1万部作成するとしている。
 ところで、履行状況について見たところ、部は、表5のとおり、仕様書で定めた内容と異なる成果物の納品を受けていることが認められた。
 これについて、①書面による契約変更手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討していないこと、③納品書の記載内容と成果物が一致していないまま、検査で合格としていることが、それぞれ認められた。

ウ 実証事業所の選定不備による契約目的の未達成

仕様書によれば、受託者は、ホテル及び学校等の業種別、規模別に類型化した事業所ごとに実証事業所を選定した上で、その事業所に応じた対策項目を100項目程度抽出し、設備の最適化の対策及び基礎データの整理等を行うとしている。
 また、仕様書によれば、受託者は部と協議の上、業務実施計画書の作成及び実証事業所の選定を行っている。

ところで、実証事業所の選定について見たところ、表6のとおり、実証事業所をホテル、学校等の業種別、規模別等に選定すべきところ、2業種のみで選定であったことから、事業所に応じた対策項目が100項目程度抽出できず、70項目となった。

また、業務実施計画書によれば、業種別にモデルプランを作成する予定であったが、業種別のモデルプランが作成できず、成果物では5実証事業所の事例解説となっている。

その結果、省エネルギー対策の効果を、多くの業種で確認し分析することにより、中小事業者の設備の最適化を促すという目的を十分に達成できていない。

これらは、一連の契約手続において、部内のチェック機能が十分働いておらず、また、当該契約の履行について、実証事業所の選定等に係る受託者からの協議の際に、部が内容を十分に検討しないままこれに定めるなど、進捗管理を行っていないことによるものである。

このため、部は業務執行に当たり、組織的なチェック体制のもと、契約事務を適切に行うとともに、契約目的が十分達成されるよう、適切な進捗管理を行う必要がある。

部は、業務委託に係る事務処理及び進捗管理を適切に行われたい。

(地球環境エネルギー部)

(表4) エネルギー最適化プロジェクト業務委託契約の概要

(単位：円)

契約件名	主な委託内容	契約金額
平成29年度エネルギー最適化プロジェクト業務委託	1 設備の最適化の実証 (実証事業所件数：10件) 2 設備の最適化の普及啓発 3 設備の最適化の対策及び省エネ効果の分析等	32,076,000

(表5) 仕様書、納品書及び現物の状況

項目	仕様書	納品書	現物
仕様	A4版カラー両面(2頁)	リーフレット	冊子(18頁)
数量	各1,000部 合計10,000部	10,000部	1,000部

(表6) 仕様書と成果物が相違する内容

項目	仕様書	成果物
実証事業所の選定	10業種(ホテル、学校等)	2業種(事務所、文化施設)
対策項目の抽出	100項目程度	70項目
リーフレットの作成	省エネ対策のモデルプラン10種類	5実証事業所における事例解説

(その他)

(4) 個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記すべきもの

資源循環推進部は、表7のとおり個人情報を取り扱う業務の委託契約を締結している。ところで、東京都個人情報保護の条例の施行について（通達）（平成30年3月26日付2情都個第26号）によれば、業務の一部を再委託（再々委託も含む。）する場合は、あらかじめ再委託の内容及び再委託先等について委託者の承諾を求めるなどの措置が必要であり、その旨契約書等に明記するものとされている。

しかしながら、表7の契約については、契約書等に再委託に係る承諾等の措置が明記されておらず、適切でない。

また、表7の契約は再委託を行っており、部は表8の再委託業者については再委託の事実を書面により確認していたものの、再々委託を行っていた事実については書面による確認を行っておらず、適切でない。

部は、個人情報取扱業務において再委託に関する措置を契約書等に明記されたい。

(資源循環推進部)

(表7) 契約の状況

(単位：円)

契約作名	契約期間	契約金額	再委託の有無	受託者
家庭系食品ロス発生要因等調査委託	平成30.1.6 ～平成30.3.23	10,280,000	有	B

(表8) 再委託の状況について

再委託業者	再委託業務の内容	再々委託業者	再々委託業務の内容
C	ダイアリー・アンケート協力の者の募集、謝礼支払	D	アンケート調査票の印刷・発送

福祉保健局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 印刷物について

医療政策部、少子社会対策部及び中部総合精神保健福祉センターでは、表1のとおり、印刷物契約を締結している。これらの契約について見たところ、次のとおりであった。

ア 印刷物の仕様書を適切に定めるべきもの

項番1及び2の契約については、印刷物に古紙リサイクル適性ラックが定められた材料を使用しており、東京都グリーン購入ガイド(注)(以下「ガイド」という。)に基づき、リサイクル適性(図)を表示すべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。

また、項番3から11までの契約については、印刷物に古紙再生紙を使用しており、「東京都印刷物取扱規程の一部改正等について」(昭和61年4月28日付61総文第24号依命通達。該当部分について平成2年3月改正)に基づき、再生紙使用の表示をすべきものであるが、仕様書にその定めがなく適切でない。

部及びセンターは、印刷物の仕様書を適切に定められたい。

(医療政策部)

(少子社会対策部)

(中部総合精神保健福祉センター)

イ 契約の履行確認を適切に行うべきもの

項番3から5までの契約については、仕様書においてリサイクル適性の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。

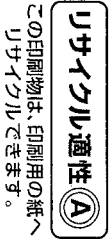
また、項番1及び2の契約については、仕様書において再生紙使用の表示をするよう定めがあったが、納品物を確認したところ、表示がされておらず適切でない。

(少子社会対策部)

(中部総合精神保健福祉センター)

(注) グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することであり、ガイドは、東京都グリーン購入推進方針に基づき物品等を調達する際の目安である。印刷物の作成については、東京都グリーン購入推進方針の対象となり、原則としてガイドに従う。

(図) リサイクル適性表示例



(表1) 印刷物契約の概要

項番	契約件名	契約金額 (税込)	契約部署	表示が必要となる内容			
				リサイクル適性の表示	再生紙使用の定め	仕様の表示	仕様の表示
1	都民向け広報啓発用リーフレット 「災害時のこころのケア」の印刷について	105,678	中部総合精神保健福祉センター	無	無	有	無
2	都民向け広報啓発用リーフレット 「総合失調症」外1点の印刷について	278,100	中部総合精神保健福祉センター	有	有	有	無
3	リーフレット「就職・就労・復学就学 各コースのご案内」の印刷	69,120	中部総合精神保健福祉センター	有	有	有	無
4	東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT) 「マニュアル等のデザイン及び作成業務委託	1,644,300	中部総合精神保健福祉センター	無	無	有	無
5	「養育家庭(ほっとファミリー)体験発表集 (平成28年度)」の印刷	449,280	少年社会対策部	有	有	有	無
6	「児童手当等制度案内リーフレット」の印刷	237,600	少年社会対策部	有	有	有	無
7	妊娠相談ほっとラインリーフレットの印刷	248,400	少年社会対策部	有	有	有	無
8	子育て応援とうきょうパスポート 母子保健パンフレットの作成	642,060	少年社会対策部	有	有	有	無
9	子育て応援とうきょうパスポート 事業案内チラシ等の作成及び配送	1,677,780	少年社会対策部	有	有	有	無
10	「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」 (大人編) 冊子の印刷	299,700	医療政策部	有	有	有	無
11	「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」(子供の養育) 冊子及びリーフレットの印刷等	635,666	医療政策部	有	有	有	無

(注) 網掛け部分が指称事項に係る内容

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの
北療育医療センターでは、表2のとおり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第13号。以下「フロン排出抑制法」という。)の対象となる第一種特定製品を所有している。フロン排出抑制法は、平成27年4月1日以降、全ての第一種特定製品を対象に、日常的に実施する簡易点検(3か月に1回以上)を義務付けており、センターの簡易点検の実施状況を確認したところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 点検についての仕様書への記載

センターの簡易点検は、表3の建物管理委託契約の受託者が行っている。

しかしながら、簡易点検については建物管理業務の一環として付随的に実施されており、当該契約の仕様書には簡易点検を実施すべき旨の明記がないことが認められた。

イ 簡易点検の点検回数

センターの簡易点検の回数は、平成27年度は0回、平成28年度は2回(7月・10月)、平成29年度は3回(4月・10月・11月)の実施となっており、点検回数が不足している。

センターは、フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の点検について、建物管理業務委託契約の仕様書に明記するなど業務上の位置付けを明確にするとともに、点検を適正に行われた。

(北療育医療センター)

(表2) 所有する第一種特定製品

機器種類	台数	機器種類	台数
業務用冷蔵庫	22	急速冷却・凍結機	1
業務用冷凍庫	4	エアクーラーユニット	1
製米機	4	業務用エアコン	39
薬用保冷庫	1	チラーユニット	1
	合計		73

(表3) 建物管理委託の概要

契約件名	契約期間	契約金額(税込)
東京都立北療育医療センター建物管理委託	平成29.4.1~平成30.3.31	99,360,000

(単位:円)

(全庁重点監査事項) (その他)

(3) 災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの

北療育医療センターの災害時等の避難経路について見たところ、監査日（平成30年5月25日）現在、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 出入口の表示等

センターは、非常口として使用可能な複数の出入口を有しており、それらについて見たところ、一部に、表4のとおり、館内に掲示された案内図や非常災害対策計画及び消防計画上の避難経路図（以下「案内図等」という。）上の位置付けと現場状況が整合しておらず、非常口としての運用が不明確なものがある。

イ 避難経路上の戸・扉等の施錠

センターの避難経路上には、複数の数値戸や門扉等（以下「戸・門扉等」という。）が設置され、建物内部からの避難に当たり戸・門扉等の施錠が必要となる状況である。

ところで、東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第54条及び東京都火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）第11条の3では、防火対象物の避難口又は地上に通じる主たる通路に設ける戸は、非常の際、自動的に解錠できる装置を設置する場合を除いて、公開時間又は従業員時間中は、鍵等を用いず屋内から解錠できることが必要とされており、センターの建物に設置されている戸は、これらの規定に適合していない。

また、センターの建物外の門扉についても、建物から数メートル以内の位置に設置されており、災害等の非常時に避難者が解錠手段を持っていない場合は、門の外に出られず十分に建物から距離をとることができないおそれがあり、危険な状態である。

センターは、現在の戸・門扉等の運用は、侵入者対策等の警備上の観点から行ったものであるとしているが、災害等の非常時の安全性の確保についても同時に対策が必要である。

センターは、災害時等の避難経路について必要な是正措置を行われない。

（北療育医療センター）

(表4) センターの一部の出入口の状況

場所	案内図等での表示	状況
A2階棟前	非常口	避難口誘導灯が設置されておらず、周辺にストレッチャー等の障害物があるなど非常口として機能していない。
1階北側 保育室付近	非常口ではない	周辺に机等の障害物があるなど実際にも非常口として機能していないが、避難口表示板が設置され、非常口と認識される恐れがある。

(全庁重点監査事項) (その他)

(4) 園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの

北療育医療センター城南分園では、運動発達の違いや身体に不自由のある就学前児童のための通園事業及び住宅の重症心身障害者のための通所事業等を実施しており、園内の園庭に、児童が使用するための遊具を設置している。

ところで、園の遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日厚生労働省通知）に基づき、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月改定第2版、国土交通省。以下「指針」という。）を活用して、事故防止対策をすることとされている。

指針では、日常点検（注1）に加え、年1回以上の定期点検（注2）を行うこと、日常点検や定期点検時に変形や異常等が発見された場合には、遊具の使用中止措置を講じるとともに、必要に応じて専門技術者による精密点検を行うこととされている。また、標準使用期間（鉄製の場合には15年）を考慮して遊具の改修・更新を行う必要があるとされている。

しかしながら、園の遊具について確認したところ、職員が日常的な目視点検等は行っているものの、平成6年の設置以来、定期点検をはじめ、専門技術者による精密点検や遊具の改修・更新等は実施されていないことが認められた。また、遊具のうちブランコについては、持ち手部分の鉄骨をはじめ全体的に錆びが進行しているほか、吊り部分は持ち上げるとフックが抜けるタイアの造りであり、多摩療育園で専門技術者が実施した点検結果において使用中の判断が出た状況と類似していることが認められた。

こうした状況において、園が遊具の定期点検等を行っていないことは適切でない。

園は、施設の利用者である児童及び保護者が安全に遊具を使用するため、園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行われない。

（北療育医療センター城南分園）

(注1) 公園管理者が、主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために日常業務の中で行う点検。

(注2) 公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検。日常点検の点検内容に加えて、用具を使用して行う点検、通常外観から確認できない部位・部材の点検、部材の疲労などの異常に関する点検が加わる。

(全庁重点監査事項) (その他)

(5) 消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの
北療育医療センター城北分園は、消防法(昭和23年法律第168号)に基づく特定防火対象物に位置付けられており、園が有する消防用設備については、毎年、定期点検を行うとともに点検結果について消防署への報告を行うことが必要である。

しかしながら、園の消防用設備点検について確認したところ、平成27年度以降、消防署への点検結果の報告が行われていないことが認められた。

また、平成29年度に行われた点検結果を見たところ、表5のとおり、平成25年度以降に点検業者から不備を指摘された項目の一部について、監査日(平成30年5月29日)現在、改善が行われず、繰り返し指摘されていることが認められた。

消防設備の不備は、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があり、施設利用者の安全を確保する上で適切でない。

園は、消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行われない。

(北療育医療センター城北分園)

(表5) 監査日現在までに改善されていない設備

設備名	所在	件数	点検結果	不備指摘年度
スプリンクラー設備	1階生活指導室	2	カーテン、荷物、ロッ	平成25年度
	1階クッション制作室	1	カー等による散水障害	平成27年度
自動火災報知設備	1階幼児用トイレ	2	カーテン開仕切りによ	平成29年度
	1階多目的室倉庫	1	る感知器未警戒	平成28年度
避難器具	2階避難口	1	緩降機使用説明板破損	平成28年度

(全庁重点監査事項) (その他)

(6) 建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの
中部総合精神保健福祉センターは、表6のとおり、建築物を保有している。

ところで、当該建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項に基づき、その敷地及び構造について3年に1回、一級建築士、建築物調査員等に、損傷、腐食その他の劣化状況の点検をさせなければならないとされている(注)。

しかしながら、監査日(平成30年6月1日)現在、センターはこの点検を行っていないことが認められた。

センターは、建築基準法に基づく点検を適正に行われない。
(中部総合精神保健福祉センター)

(注) 劇場、病院、学校、百貨店等の用途の建築物のうち、規模や階数がそれぞれ定められた水準以上のものについて点検が必要となる。従来民間の建築物を対象としていたが、平成16年の法改正(平成17年6月施行)により、部の建築物においても点検することが義務付けられた。

(表6) 建築物の概要

(単位:㎡)

構造	敷地面積	延床面積	建築年度
鉄筋コンクリート造	6,943.59	5,605.64	本館 昭和47年度 本館2階建、リハビリ棟5階建
			リハビリ棟 昭和60年度

(局別重点監査事項) (歳入)

(7) 債権管理を適切に行うべきもの

少子社会対策部は、母子及び父子福祉資金貸付金(注)について、部外に転出した借受者からの償還(債権)の管理を行っている。

また、債権管理に当たっては、表7のとおり、滞納整理業務委託契約(以下「契約」という)を締結し、滞納者への電話や手紙による催告等を委託している。

これらの事務について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 債権管理上必要となる情報の記録管理

福祉保健局の所管する債権の管理について統一的な事務処理基準を定めた福祉保健局債権管理事務処理要綱(平成19年4月1日付18福保総計第440号)では、債務者ごとに、督促・催告の履歴・内容や状況調査の結果について記録することが定められており、本契約で行われた滞納者への催告等の内容についても適切な記録管理が必要である。

しかしながら、次のとおり、部の記録管理は適切でない。

(ア) 受託者が滞納者に送付した催告書等の文面について、部はその内容を把握していない。

(イ) 受託者が作成した催告等の記録には受託者が定めた略語等が頻出するが、部はそれらの意味を把握していない。

(ウ) 受託者が滞納者と折衝ができた場合の内容について、部は把握していない。

イ 契約の履行確認

次のとおり、契約の履行確認が適切でない。

(ア) 契約の仕様書には、部が受託者に委託対象案件を提示した後、受託者は債権回収計画を速やかに作成するところがあるが、受託者は契約期間終了まで債権回収計画を作成していないことがあった。

(イ) 契約の仕様書には、連絡がとれない滞納者に対しては、時間帯を変えて5回以上電話をすることとあるが、受託者の作成した催告等の記録には、電話をかけた時刻が記載されていない事例があり、仕様書とおりの履行がされていないか確認できない。

ウ 受託者への記録の提供

本契約の契約期間以前の滞納者との交渉等の記録については、本契約の履行に当たり、行き違いや同内容の作業の繰り返しを防止、催告等を効率的に行うために有用な情報である。しかしながら、部は、平成28年度以前の各滞納者との交渉等の記録について、受託者に提供していない。

部は、債権管理を適切に行われたい。

(少子社会対策部)

(注) 配偶者のいない女子又は男子で現に児童を扶養しているもの(母子家庭の母や父子家庭の父等)又はその扶養している児童に対し、経済的自立の助成や扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行っている。

(表7) 滞納金回収等業務委託の概要

契約件名	契約期間	推定総金額	報酬額(注)
平成29年度東京都母子及び父子福祉資金貸付金に係る滞納金回収等業務委託(単価契約)	平成29.4.1~平成30.3.31	2,235,794	1,086,646

(注) 回収された債権額と契約時に定めた報酬率に応じて、受託者に支払われる。

(局別重点監査事項) (歳入)

(8) 債権管理を適切に行うべきもの

高齢社会対策部は、表8のとおり、閉鎖した都立施設の未収金の債権管理を行っている。このうち、項番1の施設の未収金については未収金額上位5件、項番2の施設の未収金については全3件の債権管理台帳を確認したところ、監査日(平成30年6月5日)現在、表9のとおり、長期間、催告や現場調査等の対応が行われていないことが認められた。

部は、債権管理を適切に行われたい。

(高齢社会対策部)

(表8) 閉鎖施設の概要

項番	施設名	閉鎖年月日	未収件数・金額 (監査日現在)	未収件数・金額 (施設閉鎖時点)
1	多摩老人医療センター	平成17.3.31	29件 618,260円	144件 6,661,275円
2	板橋ナーシングホーム	平成27.3.31	3件 483,599円	同左

(表9) 長期間対応が行われていない事例

(単位：円)

施設名	項番	未収金発生年月	金額	最終対応日
多摩老人医療センター	1-1	平成13年11月	150,350	平成28.3.3
	1-2	平成14年9月	72,480	
	1-3	平成15年8月	63,080	
	1-4	平成17年3月	48,230	
	1-5	平成16年7月	40,200	
板橋ナーシングホーム	2-1	平成14年7月~平成15年1月	314,639	平成27.3.26
	2-2	平成18年9~11月	158,960	平成26.12.16
	2-3	平成21年2~3月	10,000	

(歳出)

(9) 清掃業務の履行確認を適切に行うとともに、清掃の実施頻度を精査すべきもの

北療育医療センターは、表10の契約を締結し、センター内の清掃業務等を委託している。ところで、契約の仕様書で毎日(土日祝日を含む。)清掃を行うこととしている箇所について、受託者が作成した清掃業務日報を見たところ、平成29年8月以降、主に表11の箇所について、表12の例のとおり、土日祝日を中心に清掃が行われていない日があることが認められた。

センターは、この状況にもかかわらず、本契約について検査合格としており、適切でない。また、今回履行がされていない箇所は、主に土日祝日に利用者及び職員が使用していないエリアである。使用していない箇所について、土日祝日に清掃に入る必要があるかについては、検討の余地があり、清掃の実施頻度を精査すれば、費用の節減が期待できる。

(北療育医療センター)

(表10) 建物管理業務委託の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額(税込)
東京都立北療育医療センター建物管理委託	平成29.4.1~平成30.3.31	99,360,000

(表11) 主な清掃未履行箇所の概要 (単位: m²)

区分	清掃箇所	面積
A	玄関ホール、大訓練室、通風室、保育室等	394.67
B	調剤室、検査室、CT撮影室、X線撮影室等	305.1
C	中央滅菌材料室、手術室、更衣室、トイレ、シャワー室等	340.63
D	活動室、トイレ、ラケットホーム等	819.3
E	プレイルーム、児童図書室、保育室、トイレ等	224.06
F	大訓練室、個別訓練室、OT訓練室、トイレ等	614.58
合 計		2,698.34

(注) 毎日(土日祝日を含む。)行うこととなっている面積の合計が、369,82m²

(表12) 未履行の状況(平成30年3月の例)

日付	区分	A B C D E F					
		A	B	C	D	E	F
3月1日	木	○	○	○	○	○	○
3月2日	金	○	○	○	○	○	○
3月3日	土	×	×	○	×	△	×
3月4日	日	×	×	×	×	○	○
3月5日	月	○	○	○	○	○	△
3月6日	火	○	○	○	○	○	○
3月7日	水	○	○	○	○	○	○
3月8日	木	○	○	○	○	○	○
3月9日	金	○	○	○	○	○	○
3月10日	土	×	×	○	×	×	○
3月11日	日	×	×	×	△	×	×
3月12日	月	○	○	×	×	○	×
3月13日	火	○	○	○	○	○	○
3月14日	水	○	○	○	○	○	○
3月15日	木	○	○	○	○	○	○
3月16日	金	○	○	○	○	○	○
3月17日	土	×	×	○	×	×	×
3月18日	日	×	×	×	×	×	○
3月19日	月	○	○	×	○	○	×
3月20日	火	○	○	○	○	○	○
3月21日	水	×	×	○	×	×	△
3月22日	木	○	○	×	○	○	△
3月23日	金	○	○	○	○	○	○
3月24日	土	×	×	○	△	×	×
3月25日	日	×	×	×	×	×	○
3月26日	月	○	○	×	○	○	×
3月27日	火	△	○	○	○	○	○
3月28日	水	○	○	○	○	○	○
3月29日	木	×	○	○	×	○	○
3月30日	金	×	○	○	×	○	○
3月31日	土	×	×	×	×	△	×

(注) ○は履行、×は未履行、△は一部のみ行っている。

(歳出)

(10) 契約の仕様を適切に定めるべきもの

北療育医療センター城北分園では、表13の契約により温冷配膳車を購入している。ところで、この契約について見たところ、温冷配膳車の新規購入と同時に、契約の相手方に既存の温冷配膳車(以下「既存品」という。)の引取りを行わせているにもかかわらず、その引取りについて契約の仕様に定めがないことが認められた。

この結果、次のとおり適切でない状況となっている。

① 表13のとおり、契約金額の内訳に引取りに要する費用が記載されておらず、既存品の引取りが有償・無償のどちらで行われているかが不明確となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく処理が必要となるかどうか、確認できない(注)。

② 既存品は冷媒にフロン類を使用しており、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づき、廃棄の際、使用者が自ら第一種フロン類充填回収業者(以下「回収業者」という。)に引き渡すか、回収業者への引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことの証明書の回付を受ける必要がある。

しかしながら、本契約では、仕様に回収業者への引渡しや証明書の回付についての定めがない上、受託者も回収業者ではなく、実際に証明書の回付もされなかったため、フロン類が最終的に適正に処分されたか確認できない。

園は、契約の仕様を適切に定められたい。

(北療育医療センター城北分園)

(注) 既存品の廃棄を有償で委託する場合は、既存品は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物としての取扱が必要となる。一方、環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」(平成25年3月29日環境産発第13032910号)では、既存品の引取りが「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為」に該当する場合は、産業廃棄物としての取扱いは不要とされている。

(表13) 温冷配膳車の購入契約の状況

(単位: 円)

契約件名	契約期間	契約金額	
		(内訳)	
温冷配膳車の買入れ	平成29.12.20～平成30.3.30	温冷配膳車(一台)	1,300,000
		諸経費(一式)	75,000
		消費税及び地方消費税	110,000

(歳出)

(11) 排水の水質分析を適正に行うべきもの

市場衛生検査所及び大田出張所では、所で残留農薬等の検査を行う際、試薬や有機溶剤等（以下「試薬等」という。）を使用している。このため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）上の特定施設として下水道法（昭和33年法律第79号）上の下水排除基準を満たすことを確認する必要があり、表14のとおり委託契約を締結して、排水の水質分析を行っている。

しかしながら、この業務について確認したところ、表15のとおり、分析すべき項目（注）と、仕様書で指示した分析項目が対応しておらず、水質分析が適正に実施されていないことが認められた。

所は、排水の水質分析を適正に行われたい。

(市場衛生検査所)

(注) 各施設で使用又は使用する可能性のある試薬等に応じて定める。

(表14) 委託契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額 (税込)
排水分析業務委託	平成29.4.1～平成30.3.31	304,128

(単位：円)

(表15) 検査対象項目

対象物質等	市場衛生検査所		大田出張所	
	分析すべき項目	分析を指示した項目	分析すべき項目	分析を指示した項目
カドミウム		○	○	
有機りん		○	○	
鉛		○		
ポリ塩化ビフェニル	○			
ジクロロメタン				○
チオベンカルブ	○		○	
ベンゼン		○		○
ほう素			○	
銅		○		
亜鉛		○		
溶解性鉄		○		
溶解性マンガン		○		
水素イオン濃度 (pH)	○		○	
温度		○		○

(歳出)

(12) 試薬等の購入手続を適正に行うべきもの

芝浦食肉衛生検査所では、残留農薬の検査等を行うため、検査に用いる試薬や機器の洗浄に用いる有機溶剤等（以下「試薬等」という。）を保管している。保管に当たっては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び所が作成した医薬用外毒劇物危害防止規程（平成16年2月19日付15芝食管第976号）に基づき、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を作成している。

ところで、表16の契約により買い入れた試薬等について、管理簿上の記録を確認したところ、表17のとおり、契約締結日以前の受入れが記録されていた。

これは、契約手続に先立って試薬等の発注・受入れを行ったためであり、適正でない。

所は、試薬等の購入手続を適正に行われたい。

(芝浦食肉衛生検査所)

(表16) 契約の概要

契約件名	契約締結日	契約金額 (税込)
ヘキサソ300 残留農薬・PCB試験用外20点の買入れ	平成30.2.1	295,650

(単位：円)

(表17) 管理簿の状況

納品物	数量	管理簿上の受入日
ヘキサソ300残留農薬・PCB試験用	3本	平成29年9月27日
メタノール LC/MS用	4缶	
アセトニトリル LC/MS用	6本	平成29年11月29日
クロロホルム試薬特級	5本	
迅速固定液エニフックス (ホルムアルデヒド18.5%含有)	3缶	

(繰出)
(13) 補助金の交付額の確定事務を適切に行うべきもの

健康安全部は、Gが実施する薬学技術振興事業(薬学講習会等の開催事業)について、薬学技術振興事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を定め、補助金を支出している。平成29年度は、要綱に基づき、Gが実施した第50回日本薬剤師会学術大会の開催経費及び薬学講習会の開催経費について補助金を支出しており、その内容は表18のとおりである。ところで、要綱では、補助金の交付額は区分ごとに、①補助基準額、②補助対象経費の実支出額、③各区分の総事業費から当該区分に係る寄付金その他の収入額を控除した額、のうち最も少ない額に、補助率(2分の1)を乗じて得た額とすることが定められていた。しかしながら、部の補助金交付額の確定事務について見たところ、決定文書に、③の額の記載や、その内訳を示す書類の添付がないことが認められた。部は、③の額及びその内訳を示す書類については交付額の確定に当たりGから別途提出を受け確認をしたとしているが、決定文書の書面上は、要綱が定めるとおり①、②及び③の額を比較して補助金交付額を算定したかが確認できない状況となっており、適切でない。部は、補助金の交付額の確定事務を適切に行われたい。

(健康安全部)

(表18) 薬学技術振興事業補助金の概要

(単位:円)

区分	補助基準額 (①)	補助対象経費		総事業費から収入額を控除した額 (③)	補助率	補助金 確定額
		実支出額(②)				
薬学学術大会の開催事業	15,000,000	都内で従事する薬剤師の資質向上及び都民の健康増進に寄与する学術大会の開催に必要な経費(注1)		決定文書に添付なし (注2)	1/2	①×1/2= 7,500,000
薬学講習会等の開催事業	3,000,000	薬学、薬務行政に関する講習会等の開催に必要な経費(注1)				①×1/2= 1,500,000
		実支出額:		3,118,495		

(注1) 報償費・印刷製本費・通信費・会場使用料・消耗品費

(注2) 部がGから別途提出を受けたとする書類では、③の額は薬学学術大会の開催事業については1,550万円、薬学講習会等の開催事業については②と同額となる。

(財産)
(14) 保護員の管理を適正に行うべきもの

健康安全研究センター及び動物愛護相談センターでは、両センターで使用する労働安全衛生保護員(以下「保護員」という。)(注)を管理している。管理に当たっては、東京都労働安全衛生保護員措置規程(昭和55年東京都訓令第46号)により、保護員台帳を備え、必要な記録管理を行わなければならないと、記録に当たっては、東京都主任安全衛生管理者が定めた様式を使用した個人単位の保護員の管理が必要となっている。しかしながら、保護員の管理状況を見たところ、健康安全研究センターでは、平成29年4月1日以降、保護員の記録管理を行っておらず、在庫状況を把握していないことが認められた。また、動物愛護相談センターでは、センターの保護員の総数の記録管理は行っていたものの、個人単位での記録管理を行っていないことが認められた。両センターは保護員の管理を適正に行われたい。

(健康安全研究センター)
(動物愛護相談センター)

(注) 防塵・防毒マスクや保護眼鏡等、職員を危険又は健康障害を及ぼすおそれのある作業に従事させる際、職員の身体及び生命を保護するため、身体に着用の上、使用させるもの。

2 意見・要望事項

(全庁重点監査事項)(その他)

(1) 東京都障害者休業ホーム事業の受付手続について
障害者施策推進部では、障害者の保養等を目的として、東京都障害者休業ホーム事業(以下「事業」という。)を行っている。この事業は、指定宿泊施設を利用する障害者及び付添者の宿泊費の一部を助成するもので、助成申請受付等の事務は、表18の契約により委託している。ところで、部はこの事業について、①宿泊施設に必ず直接電話して予約すること、②複写式の利用申込書に記入し受託者に必ず郵送によって送付すること等の受付手続を必要としている。これらの手続は聴覚や視覚、発語等に障害を持つ都民にとって困難を伴うものであるが、利用者から障害等の事情で手続が困難であるとの相談があった場合は、代理人により上記の手続をとるよう依頼しているとのことであった。

しかしながら、この事業が障害者及び付添者を対象としたものであること、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)(注)の趣旨を考慮すれば、受付手続について、電話や郵送による手続以外の手段を原則として認めない現状は、改善の余地がある。

(障害者施策推進部)